

**西京極総合運動公園等の機能充実に向けた調査・検討業務委託
受託候補者評価要領**

1 目的

本要領は、企画提案に係る提出書類等の評価基準及び評価点を定めるものである。

2 評価項目・基準

(1) 業務実績等（第2号様式）

ア 自社における業務履行実績

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第5条の規定に基づき、実施方針が公表された事業のうち、都市公園法上の公園の整備又はスポーツ施設の整備に関する事業（以下「PFI法に基づく特定事業」という。）に係る民間活力の導入可能性調査業務又はPFI法に基づく特定事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務を元請として受注したもののうち、履行完了した件数

計算方法（配点：6点）			
採点基準	A ：該当業務の履行完了件数が5件以上	B ：該当業務の履行完了件数が2～4件	C ：該当業務の履行完了件数が1件
点数	6点	3点	0点

※ 0件の場合は、資格要件を満たしていないため**失格**

イ 統括責任者（第3号様式①）

(7) 業務履行実績

PFI法に基づく特定事業に係る民間活力の導入可能性調査業務又はPFI法に基づく特定事業における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務の履行実績件数について評価する。

計算方法（配点：8点）					
採点基準	A ：該当業務の履行完了件数が5件以上	B ：該当業務の履行完了件数が4件	C ：該当業務の履行完了件数が3件	D ：該当業務の履行完了件数が2件	E ：該当業務の履行完了件数が1件
点数	8点	6点	4点	2点	0点

※ 0件の場合は、資格要件を満たしていないため**失格**

(4) 役割

2(1)イ(7)に掲げる業務における役割のうち、統括責任者としての履行実績件数について評価する。

計算方法（配点：2点）		
採点基準	A ：統括責任者実績「2件以上」	B ：統括責任者実績「2件未満」
点数	2点	0点

ウ 技術者（第3号様式②）

(7) 業務履行実績

都市公園法上の公園又はスポーツ施設について、賑わいや交流機能を付加した整備（以下「賑わい整備」という。）に係る民間活力の導入可能性調査業務又は賑わい整備における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務の履行件数について評価する。

計算方法（配点：8点）					
採点基準	A：該当業務の履行完了件数が5件以上	B：該当業務の履行完了件数が4件	C：該当業務の履行完了件数が3件	D：該当業務の履行完了件数が2件	E：該当業務の履行完了件数が1件
点数	8点	6点	4点	2点	0点

※ 0件の場合は資格要件を満たさないため**失格**

(f) 役割

2(1)ウ(f)に掲げる業務における役割のうち、統括責任者としての履行実績件数について評価する。

計算方法（配点：2点）		
採点基準	A：統括責任者実績「1件以上」	B：統括責任者実績「0件」
点数	2点	0点

(2) 本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地

本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地について、以下のとおり評価する。

計算方法（配点：4点）			
採点基準	A：京都府内に本社、本店、支社、支店、営業所等がある場合	B：京都府を除く関西圏（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）内に本社、本店、支社、支店、営業所等がある場合	C：A及びBに該当しない場合
点数	4点	2点	0点

(3) 技術提案書

ア 実施方針等

(f) 実施方針、進め方等の的確性・実現性

仕様書を的確に踏まえ、実現可能な範囲内で提案がされているか。

(f) 実施体制及び実施フローの的確性・実現性

実施体制や実施フローが具体的で実現性があるか。

(f) 事業への理解・知識

事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。

イ 提案項目①

① 過年度調査結果、及び新京都戦略（令和7年3月策定）を踏まえた西京極総合運動公園の周辺地域のまちづくりに寄与できるような公園機能を充実できる整備・活用案について

(f) 提案内容の的確性

総合運動公園であることや立地エリアの特性等を踏まえたうえで、データ等に基づく、論理的な説明がなされているか。

(f) 提案内容の実現性

提案事業者の同種・類似業務に関する知見を反映した具体的な提案内容となっているか。

(f) 提案内容の独創性

提案事業者のノウハウ等が反映されたものとなっているか。

ウ 提案項目②

② ①の提案を実現する際に想定される課題・留意点とその解決方策について

(7) 提案内容の的確性

施設の特性等を踏まえたうえで、データ等に基づく、論理的な説明がなされているか。

(8) 提案内容の実現性

提案事業者の同種・類似業務に関する知見を反映した具体的な提案内容となっているか。

(9) 提案内容の独創性

提案事業者のノウハウ等が反映されたものとなっているか。

◎ 2(3)ア～ウ各項目において共通

計算方法（配点：5点（提案項目②は係数×2とする））						
採点基準	A：非常に優れている。	B：優れている。	C：概ね妥当である。	D：不十分な点がある。	E：評価すべき点がほとんどない。	F：評価すべき点が全くない。
点数	5点	4点	3点	2点	1点	0点

(4) 見積金額（該当書類：第4号様式）

西京極総合運動公園等の機能改革に向けた調査・検討業務に係る見積金額

計算方法（配点：10点）					
採点基準	A	B	C	D	E
点数	10点	8点	6点	4点	2点

※ 以下の5段階で評価する。（予定価格を超えるものは**失格**）

- A=最低価格以上、 $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 1/5)$ 未満
 B= $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 1/5)$ 以上、
 $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 2/5)$ 未満
 C= $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 2/5)$ 以上、
 $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 3/5)$ 未満
 D= $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 3/5)$ 以上、
 $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 4/5)$ 未満
 E= $(\text{最低価格} + (\text{委託金額の上限額} - \text{最低価格}) \times 4/5)$ 以上、予定価格以下

3 評価点

(1) 委員は、2の各項目について評価を行い、評価点を算出する。

(2) 委員がそれぞれ算出した評価点の平均を小数点第二位において四捨五入したものを最終評価点とする。

(3) 最終評価点が50点以上（満点の1/2以上）を獲得した者の中から、最も評価が高い者を受託候補者とする（本プロポーザルは1者のみの応募でも成立することとするが、その場合でも最終評価点が50点以上となることを条件とする。）。

参考 評価項目・基準表

評価項目	評価事項		(内訳)	配点
業務実績等	自社における業務履行実績		—	6 点
	統括責任者	業務履行実績	(8 点)	1 0 点
		役割	(2 点)	
	技術者	業務履行実績	(8 点)	1 0 点
		役割	(2 点)	
業務実施体制	本社、本店、支社、支店、営業所等の所在地		—	4 点
小計			—	<u>3 0 点</u>
実施方針等	実施方針、進め方等の的確性・実現性		(5 点)	1 5 点
	実施体制及び実施フローの的確性・実現性		(5 点)	
	事業への理解・知識		(5 点)	
提案項目	提案項目① 西京極のまちづくりに 寄与できるような公園 機能を強化できる整 備・活用案について	的確性	(5 点)	1 5 点
		実現性	(5 点)	
		独創性	(5 点)	
	提案項目② ①の提案を実施する際 に想定される課題・留意 点とその解決方策につ いて	的確性	(1 0 点)	3 0 点
		実現性	(1 0 点)	
		独創性	(1 0 点)	
小計			—	<u>6 0 点</u>
見積金額	西京極総合運動公園等の機能改革に向けた 調査・検討業務		—	<u>1 0 点</u>
合計			—	<u>1 0 0 点</u>